

おたのしみ

まちのデータ

(平成30年9月30日現在)

人口	26,688人	交通事故発生件数	(9月中、物損含む)
男	12,546人	有田川町	60件
女	14,142人	死者	0人 負傷1人
	10,571世帯		湯浅警察署調べ

お問い合わせ
せんわばんごう



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡張張	23-0001	環境セック	52-5384
出連出出	22-0351	プラス急患	52-7855
山生郷諦	22-0254	休日急患	52-4882
城粟五安水	26-0001	有田川町	52-3055
	52-5356	子育て支援	52-5474
ALEC (アレック)	52-4730	有田川町少年	090-7966-1697
		センター	52-8744

子育て

多子世帯の0歳児対象 在宅育児支援が始まりました

子育て世代の経済的負担を軽減するため、乳児の保育を家庭で行う保護者に対し、給付金を支給する制度が始まりました。

対象となる月にさかのぼって支給します。受給には申請が必要です。

●対象者／育児休業給付金を受給していない世帯および生活保護を受けていない世帯で、次の要件をすべて満たす乳児がいる世帯

- (1) 有田川町内に住民登録を有すること
- (2) 平成29年4月2日から平成30年12月31日までに生まれた乳児
- (3) 乳児が属する世帯内の第2子以降であること
- (4) 第2子の場合、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満であること
- (4) 8月分は平成29年度、9～3月分は平成30年度分で判定
- (5) 保育所などに入所していないこと

※年度途中で要件に変更があり、対象になる(ならなくなった)場合は、対象となる期間分受給することができません。

●支給額／対象となる乳児1人あたり月額1万5,000円(最大10カ月分)

●申請時に必要なもの

- (1) 支給認定申請書
- (2) 申請者、申請者の配偶者および乳児の

健康保険証の写し (3) 乳児が第2子である場合において、申請者および申請者の配偶者の市町村民税の所得割合算額を確認できない場合、確認できる市町村が発行した市町村民税の所得割額に関する証明書 (4) 育児休業給付金の受給申請(予定も含む)がないことを証明する書類 (5) 児童手当などを市町村以外から受給している場合(公務員など)は乳児にかかる児童手当などの受給を証明する書類 (6) 振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人等が記載してある部分)

※(1)(4)については申し込み先でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードできます。

※(6)については、乳児と同居していない場合を除き、支給対象者は児童手当などの受給者となるため、振込先口座は児童手当受給者の口座となります。

問金屋庁舎こども教育課

「児童虐待防止推進月間」 児童虐待は 社会全体で解決すべき問題です

●児童虐待とは

4種に分類され、例として次のようなものがあります。

- ・身体的虐待／殴る、蹴る、やけどをさせる、激しく揺さぶるなど
- ・性的虐待／子どもへの性的行為、



性的行為を見せるなど
心理的虐待／言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもがDVを目撃するなど
ネグレクト／適切な衣食住の世話をしない、病気になるっても病院へ連れて行かないなど

●「もしかして」と思ったら連絡を

「虐待を受けたと思われる子どもがいる」「自分自身が出産や子育てに悩んでいる」「子育てに悩む親がいる」などの場合はご連絡ください。

なお、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

●連絡先

- ・児童相談所全国共通ダイヤル 1189
- ・有田川町家庭支援総合センター 080-8941-5137

※時間帯によって役場代表電話に転送されることがあります。

問金屋庁舎家庭支援総合センター